

## 国民生活審議会第2回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成17年12月16日(金) 14:00~16:20

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

3. 出席者

(審議会)

松本部長、東委員、大村(敦)委員、大村(多)委員、品川委員、芝原委員、  
岳野委員、長田委員、糠谷委員、早川委員、三木委員、御船委員、山口委員、  
山本委員、渡邊委員

(事務局)

田口国民生活局長、堀田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、  
鈴木消費者団体訴訟制度検討室長、藤崎国際室長 ほか

4. 概要

(1) 消費者基本計画の検証・評価・監視について

○ 事務局より、資料1「消費者基本計画の検証・評価・監視についての考え方(案)」について説明が行われた後、委員から以下の発言があった。

・ 4月より検証・評価・監視のWGが開始され、担当省庁からヒアリングを行うとのことだが、ヒアリングを行う側も準備が必要となる。そのため、WGを開催する前に、各省庁作成の検証・評価・監視の原案を事前に送付願いたい。

・ 4月から6月にかけてWGや消費者政策部会において検証・評価・監視の審議が行われ、計画について見直しが行われるとのことだが、こうした時期だと予算要求のタイミングとずれてしまっており、予算措置が必要な施策について審議しにくいのではないかと懸念。予算要求のタイミングに合わせて、消費者政策部会で検証・評価・監視を行うことができるようにしてほしい。

→ 次年度の予算要求となると、毎年8月末が財務省に提出するという期限になっているので、例えば、10月頃に審議しても予算要求には間に合わない。

・ 基本計画の重点の1つである「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」において、「消費生活センターと教育委員会との連携強化」という施策があるが、各自治体の消費生活部局も連携強化を積極的に行いたいと考えている。だが、教育委員会は決められたカリキュラムを消化することだけで大変であり、消費生活部局との連携にはなかなか応じていただけないのが実情である。しかしながら、文部科学省から各自治体の教育委員会に対して積極的な指導があれば、それぞれの教育委員会は連携に向けて動き出すと思う。ヒアリングの際にはそういった方向に持っていけるよう、文部科学省の協力を是非お願い

いしたい。

・ 計画の中には、第1WGと第2WGが連携することが望ましい施策があると思う。そのため、第1WGと第2WG、それぞれの意見のとりまとめを行う前に、互いの意見を反映させるような仕組みを構築して欲しい。

→ 審議を進めていく中で必要があれば、部会長と相談しながら、各WGの意思疎通について考えていきたい。初めての検証・評価・監視でもあるので、柔軟性を持って進めていくことが重要であると認識している。

(部会長)他のWGにおいても審議することが望ましいような施策が出てきた場合は、各WGの座長とも連携して、調整してまいりたい。また、第1WGと第2WGでとりまとめられた意見については、最終的に消費者政策部会の場合でも議論していただくことになっている。

・ 検証・評価・監視を行うにあたり、消費者の意見を聞く仕組みや、検証・評価・監視の結果についての広報・周知、総務省の政策評価との連携についてはどう考えているか。

→ 当部会の審議状況については公開されているところであり、審議の過程において国民の皆様からいただいた意見については、検証・評価・監視に際し参考とさせていただきたい。また、消費者団体とは、随時意見交換を行わせていただいております。今後もそういった機会を活用し、適宜意見交換させていただきたい。検証・評価・監視についての広報・周知については、計画そのものの周知・広報と合わせて進めてまいりたい。なお、総務省の政策評価と基本計画の検証・評価・監視は相互に補完関係にあると考えている。総務省と情報交換を行ってまいりたい。

・ 現在問題となっている構造計算書偽装問題については、基本計画中の「新たな消費者問題の対応」として検証・評価・監視の対象となるのか。

また、最近では悪質な外国為替証拠金取引について金融庁から業務停止命令を受け事業者が増えている。しかしながら、業務停止命令がなされている一方で、駆け込み的に被害者が作り出されている。こういった消費者トラブルについても、「新たな消費者問題の対応」ということで検証・評価・監視の対象とすべき。

→ 構造計算書偽装問題については、関係者が多岐にわたり責任関係等も複雑なことから、事実関係の調査・把握を行うとともに、先般、当面の対策を取りまとめ、現在その実施に努めているところであり、事態が極めて流動的な状況にあると認識している。政府としては、これら対策を迅速かつ総合的に推進することに全力をあげているところである。したがって、本件偽装問題については、当面その動向を見極める必要がある。本日の資料では、「新たな消費者問題の対応」に関しては、悪質住宅リフォーム問題への対応を記述しているが、この他にどのような施策を対象とするのかについては、来年3月までの消費者問題の動向を踏まえ提示させていただきたい。

○ 今後は、資料1の内容に沿って、政府において検証・評価・監視を行うとともに、消費者政策部会において審議に当たることについて了承された。

○ 松本部会長より、第1WGの座長として御船委員、第2WGの座長として山本委員が指名された。

(2) 消費者団体訴訟制度導入のための法案骨子について

○ 資料3「消費者契約法の一部を改正する法律案(仮称)の骨子(「消費者団体訴訟制度」の導入について)」について事務局から説明の後、大要以下の議論が行われた。

・ P1「第2の1」の対象について、消費者契約法第4条及び第8条～第10条に限定されているが、少なくとも民法の詐欺・強迫も対象とするべきである。民法の詐欺・強迫は要件も明確である。

また、差止請求の相手方が事業者だけとなっており、事業者団体が想定されていないのは問題である。事業者団体が傘下の事業者に対しモデル約款等を作って推奨するといった場合、個々の事業者に対し、ひとつひとつ適格消費者団体が訴訟を起こすとはあまり想定し得ないし、制度趣旨からも事業者団体が行う約款の推奨行為を差し止める必要があると考える。

P3「3③」の管轄について、最悪の事態はまぬがれたと思うが、営業所所在地と限定されてしまうと、昨今報道されている耐震偽装問題におけるように、地方に事務所を構えておきながら首都圏や他の地域で積極的に事業を行っている場合には、首都圏で訴えを提起できないということが考えられる。悪質な事業者はこういう措置を悪用して、あえて脱法的な行為を行う可能性があり、このような悪質事業者も差し止められるよう、不法行為地あるいは事業活動を行っていることが明確な地でも管轄を認めるような措置が必要である。

P4「3(注)(b)」について。経験上、ある事案について裁判を起こす初期段階では資料が必ずしも揃っていないため敗訴するものの、そのうちたくさんの資料や証拠が集まり、全体像がみえてきて損害賠償が認められるといったこともある。例えば、変額保険の問題やゴルフ会員権の問題、靈感商法等による違法活動がいい例だ。やる気のない弁護士が、団体訴訟を起こして敗れたような場合、同一事件について別の適格団体が提訴できないとなると、消費者契約法に違反するような事業者の行為が、いわば市民権を得たような形でまかり通ってしまうことになる。同一の適格消費者団体が、同一の事業者に対して訴えを提起できない、すなわち既判力が及ぶというのは理解ができるが、他の適格消費者団体が起こした訴訟についてまで既判力が及ぶかのような制度設計では、使い勝手の悪い制度になってしまうのではないかと懸念される。

・ P4「3（注）（b）」について、内容としては非常に重要な事柄であり、「（注）」という取扱いではなく本体にすべきではないか。

国生審検討委報告書では、判決の効力について、従前の民事訴訟法の原則をいじるものではないといった整理をしたと理解しているが、この「（注）」の部分は、既判力を拡張させるものなのか。また、この箇所の「確定判決等」の「等」は何を指しているのか、同一事件の請求は「原則としてすることができない」ということは例外はどのような場合か、「事件の同一性」の判断はどのようにするのか。

P1「第1目的」について、今回、消費者団体訴訟制度を導入する趣旨は、個別の消費者が事後的に訴訟を起こすというのではなく、定型的な解決を図る必要があるため制度を導入するということであつたと認識している。「事件として類型性があるものを差止めという形で処理をする必要がある」といった内容を「第1目的」の箇所に追加して書き入れる必要があるのではないか。

次に、再訴ができるかどうかということは、制度全体のイメージと関わってくると思うので確認したいが、今回の法律案骨子を見ると、だいたいどの程度の適格消費者団体が認定されるイメージか。ごく少数であれば濫訴の危険はないであろうし、他方、多数になれば、その対応策を講じる必要がある。

P2「2（2）①ケ」について、適格消費者団体は「差止請求関係業務」を「主たる目的」とする団体というイメージなのか。

P1「2（1）」について、団体は、認定の基準を満たせば全て認定されるという理解でよいのか。

P1「2（1）②イ」について、公益法人については現在改革が進行中であり、これは何らかの調整がなされるのだろうが、この「特定非営利活動法人」と「公益法人」は限定された記述なのか。これら以外の法人、例えば、生協はここに該当するのか。

・ P2「2（1）②エ」について、「アに適合する者は事業者に該当しないものとみなすこと」の意味について説明してほしい。

P2「2（2）①ウ」について、「他の適格消費者団体との相互の連携」とは、同時複数提訴を想定したものなのか。同時複数提訴は、およそ訴えを併合しなければならないといった義務が課せられるのか。

推奨行為は差止めの対象とするべきであるし、管轄裁判所は、不法行為地も含めるべきである。

P3「2（2）②イ」について、更新期間が3年とされている。長期化する裁判であれば3年などすぐ経過してしまうのではないか。5年程度は必要ではないだろうか。

P3「2（2）②エ」について、国生審検討委報告書では、「適格性に疑いが生じる等必要な場合には」行政が必要な措置を講じると整理していた。今回の法案骨子の記述では、適合性に疑いが生じたか否かに関わらず内閣総理大臣の意向次第で監督措置が行わ

れるかのように見受けられるが、最終報告に沿ったものにすべきではないか。

P4「3（注）」について、国生審検討委報告書では、「差止請求権はそれぞれの適格消費者団体に認められた権利と考えられる」と整理しており、「一定の不適切な訴えを認めない仕組みを導入する必要がある」とされている。しかし、今回の法案骨子は、「一定の例外のときに訴えの提起が認められ」、「他の適格消費者団体による確定判決等が存する場合、同一事件の請求は原則としてすることができない」とされており、報告書の記述と比べ原則と例外が逆転しているように思われる。

→ P1「第2の2（1）」について、行政が裁量をもってはじくというようなわけではなく、申請に応じて審査し適格要件を満たしていると認定されれば、複数の適格消費者団体ができてくる。

P2「2（2）①ケ」については、P1「2（1）②ア」にあるように不特定多数の消費者利益の擁護の活動が主たる目的であればよく、差止請求に関する業務が「主たる業務」である必要はない。例えばそのほかの活動として環境保全等の事業を行ってもよい。

P1「2（1）②イ」の法人類型については、特定非営利活動法人と公益法人の2種類である。公益法人については、次期通常国会に提出される予定の公益法人改革に関連した整備法の中で所要の整備がされることになろう。

P2「2（1）②エ」の「アに適合する者は事業者該当しないものとみなすこと」というのは、P1「（1）適格消費者団体の認定等②ア」にあるように、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間継続して適正に行っていると認められる」消費者団体は該当しないという意味である。

P2「2（2）①ウ」について、ここでいう「連携協力」は、必ず併合しなければならないといった義務を課すものではない。しかし、同じような事案を複数の適格消費者団体が調査している場合、共同して訴訟を起こしたり、消費者被害情報を提供して他の適格消費者団体の側面支援を行う等の手段を講じた方が、消費者の利益擁護の実現がより図られると考えられ、「連携協力を努めなければならない」と整理している。

P3「2（2）②イ」の「3年」について。適格消費者団体は、一つの事案だけではなくいくつかの事案を追いかけると予想されることから、裁判途中になることを考慮して〇年など、とするのは適当でない。例えば公益法人制度では少なくとも3年に1度、立入検査を行うことと定められており、他の登録制度等の例でも3年ごとに更新というパターンが多い。

P3「2（2）②エ」については、適格性に疑いが生じたとき等の必要な場合に監督措置が講じられる。

P1「第2の1」差止めの対象については、国生審検討委でも、民法の詐欺・強迫は

要件が明確であるとの意見も示された一方で、消費者契約法ほど要件が明確ではないとの慎重な意見も多くあり、報告書の整理と同じく、対象としていない。

同様に、推奨行為も対象とすべきという意見も国生審検討委では見られたところであるが、推奨行為には、事業者団体がモデル約款を推奨する場合や、出版物に約款が含まれる場合等、様々な態様があり、理論的に切り分けて事業者団体によるモデル約款の推奨行為だけを対象とするのは難しい。現行法上、推奨行為は制限されていないし、また消費者契約法でも対象となっておらず、違法・無効が判断されている事業者の行為とは差異がある。取引を適正化させるという事業者団体の活動を萎縮させる懸念もあり、これらを踏まえて差止対象としていない。ただし、事実上の効果として、ある事業者の不当行為が差止められた場合に、他の似たような案件にも差止めの影響が及ぶことは重要であり、P3「2(2)③ア」にあるように、行政も国民生活センターと連携して、判決等の周知・公表、情報提供を行うこととしている。

P3「3③」の管轄について。消費者団体訴訟制度は、個別の事件を離れた差止訴訟であり、個々の被害者がどこにいるかといったことは、管轄を決定する上で必ずしも正当な理由にならない。行為地や被害のおそれのある地に管轄を認めると、日本全国どこでも提訴可能となり、予測可能性という意味でも著しい弊害を生じかねない。営業所の所在地であれば、事業者も営業所を構えて事業を展開している以上責任があるし、営業組織に属する者等裁判の関係者も存在している。一方、被害を受ける消費者集団というのも、営業所と密接な関連があると考えられる。したがって、事業者と消費者のどちらに有利ということではなく、お互いが訴訟追行を尽くせるといった公平性の観点から骨子のように整理した。

P4「3(注)(b)」は、既判力の拡張ではない。そもそも、本制度における差止請求権は、適格消費者団体に無制約の実体権が付与されるのではない。自らのために自由に使える私人の権利とは異なり、適格消費者団体の差止請求権は、不特定多数の消費者の利益擁護のために認められるものである。本制度では適切に消費者利益を代表して訴訟追行ができるという適格性を有している消費者団体に政策的に差止請求権を付与するものである。このような実体権としての特殊性があることを踏まえると、適格消費者団体は、不特定多数の消費者のために自ら提起した訴訟について全力を尽くす必要がある。そしてその結果、裁判所が消費者契約法に照らして下す判断に従うのは当然であろう。むしろ、後訴を自由に認めると、審理の重複であったり、ある事件についてなかなか判断が確定せず、消費者取引が不安定な状態が長引くという、消費者にとっても好ましくない事態となる。なるべく紛争の一回的解決を図ることが必要であり、(注)にあるような記述としている。

ただし、前訴において、訴えが却下された等、裁判所において消費者契約法に照らした判断が下されていない場合や、事業者と通謀していた場合等、消費者利益に著しく反する訴訟追行が行われたと判断される場合、当該訴訟追行に問題があったことを明確に

認定した上で、後訴を認めることを考えている。

このような仕組みにする場合、他の適格消費者団体が自分たちの知らないところで訴訟に敗れていた場合に困るのではないかと懸念に対しては、P2「2（2）①エ」にあるように、適格消費者団体は、「訴えの提起等の主要な行為について、他の適格消費者団体に通知」することとしている。通知の方法については、適格消費者団体に過度な負担が生じないように、例えば、適格消費者団体にパスワードを与えた上で共通の電子掲示板に書き込みをするといったものを考えており、他の適格消費者団体が何をしているか把握できる端緒を与える仕組みとし、連携を促したい。趣旨としては、消費者全体の利益擁護のために適格消費者団体間で連携協力して訴訟を追行すべきということである。

P1「第1」について、消費者団体訴訟制度は、個別事件を離れ、類型的で不特定多数の消費者に被害が拡散していくことを防ぐものになる。この趣旨をP1「第1」において、「被害の発生又は拡大の阻止」としつつ、P1「第2の1」において「不特定多数の消費者に対して」、「消費者契約法〇条違反」、「おそれ」という用語を用いて表現している。

・ 法案の骨子のパブリックコメントは、資料3のままで行うのか。分かりにくい。

他の適格消費者団体への通知（P2「2（2）①エ」）のタイミングについて確認したい。また、通知は電子掲示板で行われるという説明もあったが、電子掲示板を閲覧できるのは適格消費者団体のみか。内閣総理大臣への報告は、事業者への通知と同じタイミングで行うのか、あるいは、訴えを提起した後に行うのか。

P3「2（2）③イ」の情報提供に関する「一定限度内」とはどのような範囲か。国民生活センターや地方公共団体以外の行政機関、例えば国の役所が保有する相談情報等の提供は入るのか。

P3「3①」では、事業者に対して一週間前に書面で事前請求とあるが、一週間待っている間に事業者が逃げるようなことはないのか。

P4「4」の罰則について、どのようなことについて、誰に対して、罰則がかかるのか。

法律案と同時に細かい基準も公表されるのか。細かい基準の作成はいつ頃なのか。

・ 全体として、ここまでまとめたことに敬意を表したい。

P4「3（注）」の「確定判決等」の「等」とは何か。また、「同一事件」とはどういうものを想定しているのか。その範囲を広く考えると、実体権構成の方向で進んでいるにもかかわらず、法定訴訟担当的な要素が入り込んでしまうのではないか。そうすると、実体権構成の良さが減殺されることにならないか。紛争の一次的解決は重要ではあるが、「同一事件」を広く解釈すると問題だ。あまり堅く制約するというよりも、reasonableな運用をもってほしい。

・ 全体として、よくまとまっていると思う。

Ｐ２「２（１）カ」では、「経理的基礎」が要件となっている。現状からすると、消費者団体の財政的基盤の確立には難しい面があると承知しているが、適格消費者団体が収入をどのように確保するかは重要であり、監督によってクギを刺すべきと考える。事業者を訴えようとする適格消費者団体は、事業者に対していつも身ぎれいにしておいてほしいという期待がある。個人の消費者からの寄附は問題ないが、事業者からの寄附があると、訴権行使の切っ先が鈍くなるのではないか。

→ Ｐ２「２（２）①エ」の通知のタイミングについては、事前警告等を行った後「速やかに」とか「遅滞なく」と考えている。電子掲示板という例を出したが、電子掲示板に何行か書き込むというのであれば当日もしくは翌日には可能ではないか。また、プライバシーの問題や、判決が確定していないことから、電子掲示板を閲覧できるのは適格消費者団体のみが可能とするイメージである。行政も同じタイミングで報告を受けることを考えている。

Ｐ３「２（２）③イ」のＰＩＯ－ＮＥＴ情報を提供する「一定限度」については、具体的には府令等で決めていくことになる。その際、弁護士会照会や裁判所の調査嘱託などを参考に適正に決めていく。

Ｐ３「３①」の事前請求について、事業者が事前請求を拒む場合には、口頭での拒否や、事前請求後に当該行為を急拡大させるというような、客観的に明らかな場合も「拒む」にあたると考えられ、そういう範囲内で運用されると考えている。

Ｐ４「４」の罰則については、構成要件を明確にする必要がある。虚偽記載など、詳細は条文がしっかりした段階で確定していく。

全体的に、細部については内閣府令やガイドラインによって決めていくことになる。行政手続法上、認定の審査基準等については、定めて公にしなくてはならないことになっている。本制度については、立法府での法案審議で方向性の見えるものもあるだろうから、これらの議論を踏まえながら、法律成立後、速やかに策定したい。

Ｐ４「３（注）」の「確定判決等」の「等」には確定判決と同一の効力を有するものが含まれ、裁判上の和解等が入る。

「同一事件」について、口頭弁論終結後に生じた事由に基づくものについては「同一」にあたらなないと考えており、今後、条文化していく。

Ｐ２「２（１）カ」の「経理的基礎」について。適格消費者団体の性格には様々なものがあり、会費や寄附金、あるいはお金ではないがボランティアの活動などによる収支バランスを、どう表現するかは難しいが、ガイドライン・審査基準で決めることになる。少なくとも更新期間内の３年間は、訴訟や事前交渉等の差止請求関係業務が、頓挫することなくきっちり遂行される必要がある。そういう趣旨をガイドライン・審査基準に適正に決めていく。

事業者からの寄附金を規制してはどうかという意見もあろうが、国生審検討委でも理事会の構成を適正化するという事で整理された。消費者契約法では事業者の範囲が広く、事業者を排除するのは難しい。そこで、適格消費者団体の決定機関を縛ること、つまり、意思決定方法が適正であることを求めている。

その上で、寄附金については、P3「2(2)②ア」にあるように、寄附金明細の情報開示を定めており、全てガラス張りとし、国民がおかしなことのないうように監視していく仕組みだ。また、適格消費者団体がその定款において、一事業者からの年間の寄附金受取の上限を定めるなどの自己規律を設けていくのは一つの考え方だろう。国生審検討委報告書の考え方を具体化すると、このようなまとめになる。

- ・ 本制度で実際に出るだろう差止判決を想像すると、例えば、「別紙文言に基づく契約の勧誘をしてはならない」とか「別紙インターネットによる文言に基づく勧誘をしてはならない」というようなものが考えられる。現在の勧誘の形態を考えると、直接事業者が消費者に向かいあう形態よりも、むしろインターネットやダイレクトメールが多いのではないか。そのため、事業活動を行っている地、不法行為地を管轄に含めないと、かえって問題が生じるのではないだろうか。もし、適格消費者団体が、事業者のいる地から遠方で訴訟提起するとすれば、P4「3(注)(a)」の「図利加害目的」にあたるのではないか。

また、適格消費者団体に一回負けると大変なことになるという負荷がかかる形にすると、訴訟を起こせなくなるのではないか。事業者の方は、表現を変えることによって簡単に判決を逃れることができるだろうのに、適格消費者団体は「同一事件」として入口でどんどんと議論される。実務を考えると(b)の制限は問題がある。

- ・ 全体的に精緻な形ででき上がっており、敬意を表したい。

管轄については、国生審検討委においていろいろと議論が尽くされたが、報告書では事業者の普通裁判籍と合意・応訴による管轄のみが明記されていた。今回の骨子では、営業所管轄が加わっており、比較的多くの方が納得できる形で収まったのではないか。行為地管轄を認めるとなると多くの批判もあり、骨子の整理は十分合理性がある。

P4「3(注)(b)」については、「同一事件」かどうかについて過度に厳格に考えない方向はよいと思うが、慎重な検討が必要ではないか。既判力の拡張ではないとの説明があったが、判決の確定に基づいて同一事件の訴訟を提起できなくなるのは、結局のところ既判力と同様のように思われる。また、前訴の口頭弁論終結時以後の新たな事由は「同一事件」に当たらないという説明もあったが、これは既判力の時的限界とどう違うのか。

はじめから実体権が一部ないものとするならば、口頭弁論終結時という既判力の時的限界で画する理由がよく分からない。結論として、既判力の拡張と変わらない運用にな

るのではないか。

制度として仮にこのような規定を仕組むとしても、ある適格団体が提訴した場合、その訴訟追行が事業者との通謀や馴れ合いまでいかなくても不十分であると他の適格団体が思えば、その団体は後で別訴を提起できないのだから、当該訴訟に介入する必要がある、訴訟参加を検討しなければならないのではないか。

しかし、現行の民事訴訟制度をそのまま適用すると、独立訴訟参加は詐害防止参加であれば認められると思われるが、それ以外の参加は難しい面がある。考えられるのは補助参加だろうが、その場合、被参加人たる適格消費者団体と矛盾する訴訟行為はできないために限界がある。そのため、こういう制度を置くのなら、参加制度の特則を考える必要があるのではないかといった疑問が出てくる。そういう規定を置いた方がよいというよりも、やはり「(注)(b)」については、慎重に検討すべきである。濫用的な蒸返し訴訟まで許していいとは思っていないが、過剰な効果を及ぼすことにならないようにしてほしい。

・ P3「2(2)③イ」に関して、国民生活センターや地方公共団体のP I O-N E T以外の情報、例えば他の中央省庁が有する情報は提供されるのか。

P3「2(2)③ウ」の「政党又は政治的目的のために利用してはならない」の「政党」は分かるが、「政治的目的」とはどういう範囲のことか。

→P3「2(2)③イ」の情報提供に関して、法律で全国一律で置く規定としては、国民生活センターや地方公共団体の有するP I O-N E T情報の一定限度内の提供である。P I O-N E T情報は類型化されているが、その他の情報の中には、個別性が強いものも含まれている。各々の法律や条例の範囲内で提供を考えたり、あるいは苦情相談を裁判に使用してもよいと個別の合意が取り付けられたものに関して提供されるというのはあるが、法律で一律に規定するのはあくまでもP I O-N E T情報である。ただし、その他の情報を提供してはいけないという訳ではなく、そこは一般法どおりである。

P3「2(2)③ウ」の「政治的目的」について。まず適格消費者団体が、特定の選挙候補者や公職者などを支持、反対する行為は制限される。本制度は、広く世間から信頼される制度として発足しなくてはならない。一方、適格消費者団体が本制度について改善を要望したり申し入れたりするというのは許されるものだと思う。これらの中間領域にある行為については、国民がどのように考えるかにも係わる問題であろう。今後、国会審議等の動向を参考にしながら、目安を考えていきたい。

→(部会長)本日、議論になったP4「3(注)(b)」に関して、適格消費者団体が敗訴する場合には敗訴の理由がいくつか考えられるのではないか。「法的評価」、例えば、約款が消費者の利益を一方的に害するかどうかで敗訴する場合と、「事実」、例えば事実

が証明できなくて敗訴する場合があると考えられる。

当該不当勧誘を行った「事実」がなかったと裁判所が判断し、請求が棄却された場合、大手を振って当該悪質勧誘行為を行っても二度と差し止められないとすれば、おかしなことになるだろう。また、特定のパンフレットに記載してある事柄に関して、他の団体であれば証明できたかもしれないが、争った団体が不実の証明ができなくて敗訴した場合や、不実だとしてもパンフレットを使用していないから敗訴した場合など、敗訴の理由に応じて、書き分ける必要があるのではないか。ここは「同一事件」をどのようにとらえるかということに関わるのかもしれないが。

- ・ 約款等の文言を事業者が若干変えるとどうなるかという問題について、核心説や安全距離の理論で判決効の範囲を拡張して処理できると考えていたが、「同一事件」を検討すると、判決そのものなのか、それとも核心説や安全距離の理論により広がる部分まで対象になるのかという問題も生じてくる。難しいところがあるのではないか。

- ・ 馴れ合い訴訟で適格消費者団体が敗訴した際、別の団体に再度訴訟を認めることになると思われるが、終結している訴訟を別の裁判でもう一度審理することにするよりも、馴れ合い訴訟が起きないように対策を検討すべきではないか。訴訟法的論理で解決するのがよいのか、実体法的論理で解決するのがよいのか、なお検討いただきたい。

差止めの基準に関し、P 1「第2の1」に記載してある要件を満たせば、差止請求が可能なのか。その他に、差止めの必要性を認める要件が加わるのかどうか。また、原告が消費者契約法違反と併せて民法の詐欺・強迫を主張したい場合、訴訟上考慮されることはないのか。

→ 差止請求権の要件としては、消費者契約法に違反する行為が大元の要件となる。そして、事業者が個別の事件とは離れて、不特定多数の消費者に行っているか、又は被害が拡散するおそれが必要となる。「行い又は行うおそれ」については、裁判において蓋然性が判断される。

差止訴訟は、個別訴訟とは離れており、訴訟では消費者契約法違反に該当するかどうか問題となる。

- ・ 骨子について、国生審検討委を含め、これまでの長い議論の成果として評価している。

この制度は、権利の帰属主体ではないところが訴訟を提起できるようにするというものである。それは従来の法制度から見て異質であり、かつ革新的な制度を導入するものである。したがって、広く国民から信頼される制度、濫用のない制度としてスタートしてほしいと思っており、それは基本的に骨子に反映されている。

そもそも「裁判」とは「証拠」であると考えられる。裁判所において、国家から特別な権

利を付与されて専門家を抱えている適格消費者団体と戦い、事業者が勝訴したとして、適格消費者団体側に新たに証拠が出たとか証拠を出し損ねていたとあって、もう一度訴訟が蒸し返されることになると、これは民事訴訟制度の崩壊だ。それを回避するために、骨子のような弊害防止措置の施策が図られているのではないか。これまで1～2年かけて行ってきた議論を、ここで根本から覆すようなことになるのはおかしい。

- 以上の議論の後、部会長から内閣府に対して、部会委員から本日示された意見や、今後パブリックコメントで寄せられる国民の意見を踏まえつつ、法律案のまとめをしてほしい旨発言があった。

－以 上－

※速報につき、事後修正の可能性あり。